

船橋市立大穴小学校「学校いじめ防止基本方針」

令和6年4月

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

児童は、いじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの防止

主に教師に求められること

- ・わかる授業づくりを進め、すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫する。
(自己決定の場・自己存在感・共感的な人間関係)
- ・授業を担当するすべての教員が公開授業を行って互いの授業を参観し合う機会を設ける。
- ・授業規律を確立する。(チャイム着席・姿勢・発表の仕方・聞き方など)

主に児童に育むこと

- ・豊かな人間関係作りを進める。
- ・社会性を育成する。(仲良し学級の交流 6年と1年 4年と2年 5年と3年 全学年とふたば学級との交流学习など)

児童会活動

- ・いじめ防止標語を作り、啓蒙活動を実施する。

保護者・地域啓発活動

- ・いじめ防止基本方針を公表する。

② いじめの早期発見のための措置

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を年2回実施するとともに、意見箱の設置等のその他の必要な措置を講ずる。
- ・児童及び保護者がいじめに係わる相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。原則、火曜日の放課後とする。
- ・全児童対象に、定期的に教育相談を実施する。

- ③ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上
 - ・ いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。
- ④ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策
 - ・ 児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性も踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、「情報マナー学習会」等を行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

- ① 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置
 - ・ いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。
 - 〈構成員〉 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、SC、養護教諭、該当学年担任
 - 〈活動〉 アンケート調査並びに教育相談に関すること。いじめが心身に及ぼす影響その他いじめの問題に関する児童の理解を深めること。いじめ事案に対する対応に関すること。
年間計画の策定・年間計画の検証
 - 〈開催〉 いじめ重大事案発生時に開催する。
- ② いじめに対する措置
 - ・ いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
 - ・ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
 - ・ いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
 - ・ いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
 - ・ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、船橋市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 調査結果を船橋市教育委員会に報告する。
- ⑥ 調査結果を踏まえた必要な措置を実施する。